

「居宅介護支援事業所 すまいる」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(城陽市指定 第 2672800501 号)

当事業所は利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

☆居宅介護支援とは

利用者が居宅での介護サービスやその他の保健医療サービス、福祉サービス等を適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- 利用者の心身の状況や利用者とそのご家族等の希望をお伺いして、「居宅サービス計画書（ケアプラン）」を作成します。
- 利用者の居宅サービス計画書に基づくサービス等の提供が確保されるよう、利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画書の実施状況を把握します。
- 必要に応じて、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画書を変更します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◇◆目次◆◇

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 居宅介護支援事業所の目的と運営方針	2
4. 事業実施地域及び営業時間	3
5. 職員の体制	3
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
7. サービスの利用に関する留意事項	5
8. 事故発生時の対応について	5
9. 苦情の受付について	5

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人 南山城学園
- (2) 法人所在地 京都府城陽市富野狼谷2-1
- (3) 電話番号 0774-52-0425
- (4) 代表者氏名 理事長 磯 彰格
- (5) 設立年月 昭和40年2月2日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定居宅介護支援事業所
- (2) 事業の目的 介護保険における要介護認定を受けた方に対し、本人の希望に応じたケアプランを提供することを目的とします。
- (3) 事業所の名称 社会福祉法人 南山城学園 居宅介護支援事業所すまいる
令和4年6月1日指定 城陽市 2672800501 号
- (4) 事業所の所在地 京都府城陽市長池五社ヶ谷14-1
- (5) 電話番号 0774-56-6855
- (6) 事業所長（管理者）氏名 荒井 義宏
- (7) 当事業所の運営方針 利用者の主体性を尊重し、他機関と連携しながら多様なサービス提供を行います。
- (8) 開設年月日 令和4年6月1日

3. 居宅介護支援事業所の目的と運営方針

（事業の目的）

- 第1条 社会福祉法人南山城学園が開設する指定居宅介護支援事業所すまいる（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために本規定により人員及び管理運営に関する事項を定める。
- 2 事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある方、本人又は家族等からの相談に応じてその心身の状況を把握し、住み慣れた地域で介護サービスをはじめ、多様な社会資源を利用できるよう居宅サービス計画書を作成する。またそれらサービス提供者との連絡調整を図り利用者への自立した日常生活の提供に資することを事業の目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、身体介護、その他全般にわたる介護サービス利用の機会を提供する。
- 2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び介護サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。

- 4 事業の運営に当たっては、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、他の居宅介護サービス事業者、医療機関、介護保険施設等との連携に努める。
- 5 上記の他「介護保険法に基づく指定居宅介護支援の事業の人員等の基準等に関する条例（京都府条例第18号、平成26年3月14日付）」の具体的取扱方針を遵守する。

4. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 城陽市。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月～土
受付時間（営業時間）	9時～17時
休業日	日・祝日 12月29日～1月3日

5. 職員の体制

当事業所では、利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤専従	常勤兼務	常勤換算	職務の内容
1. 事業所長（管理者）		1名	1名	事業所運営及び所属職員の管理業務（介護支援専門員と兼務）
2. 介護支援専門員		1名	1名	相談支援、ケアプラン作成等

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、居宅介護支援として次のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、通常の場合、利用料金は介護保険から給付されますので、利用者の利用料負担はありません。

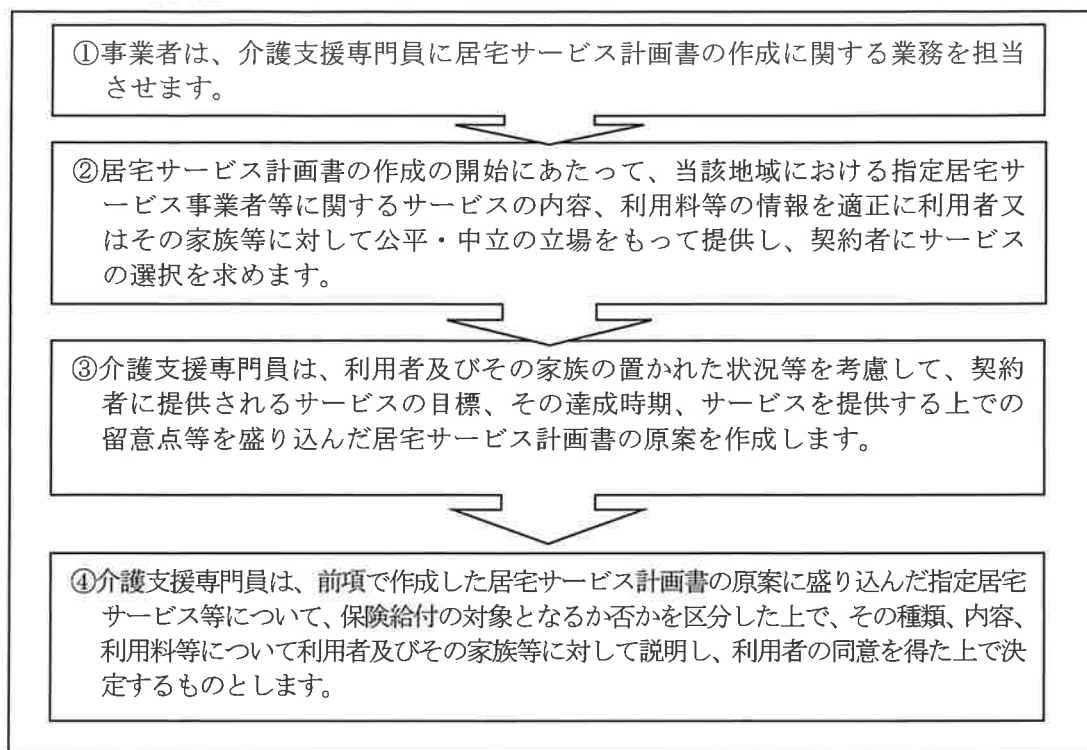
(1) サービスの内容と利用料金（契約書第3～6条、第8条参照）＊

＜サービスの内容＞

① 居宅サービス計画書（ケアプラン）の作成

利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身の状況、置かれている環境等を把握したうえで、居宅介護サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定居宅サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画書を作成します。

＜居宅サービス計画書、作成の流れ＞



②居宅サービス計画書作成後の便宜の供与

- ・利用者及びその家族等、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行い、居宅サービス計画書の実施状況を把握します。
- ・居宅サービス計画書の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ・利用者の意思を踏まえて、要介護認定の更新申請等に必要な援助を行います。

③居宅サービス計画書の変更

利用者が居宅サービス計画書の変更を希望した場合、又はサービス提供事業者等が居宅サービス計画書の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、居宅サービス計画書を変更します。

④介護保険施設等への紹介

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設等への入所（院）を希望する場合には、介護保険施設等への紹介その他の便宜を公平・中立の立場をもって提供します。

＜サービス利用料金＞

- (1) 居宅介護支援に関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領する場合（法定代理受領）は、利用者の自己負担はありません。但し、利用者の介護保険料の滞納等により、事業者が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、下記（次項）のサービス料金の全額をいったんお支払い下さい。

地域区分 6 級地

要介護 1・2	要介護 3～5
11,316 円	14,702 円

(2) 利用料金のお支払い方法（↓注・利用者の介護保険料の滞納等で法定代理受領ができない場合のみ請求）
前記（1）の料金・費用は、1か月毎に計算し、請求しますので、翌月10日までに以下の方法でお支払い下さい。

ア. 下記指定口座への振り込み

関西アーバン銀行 大久保支店 当座 13011

社会福祉法人 南山城学園
理事長 磯 彰格

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う介護支援専門員（1人が担当できる人数：要介護利用者45名）

(2) 介護支援専門員の交替（契約書第7条参照）

①事業者からの介護支援専門員の交替

事業者の都合により、介護支援専門員を交替することがあります。

介護支援専門員を交替する場合は、利用者に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

②利用者からの交替の申し出

選任された介護支援専門員の交替を希望する場合には、当該介護支援専門員が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して介護支援専門員の交替を申し出ることができます。ただし、利用者から特定の介護支援専門員の指名はできません。

8. 事故発生時の対応について

利用者のサービスの提供により事故が発生した場合は、利用者のご家族等、当該市町村、京都府山城北保健所、利用者に係る居宅介護支援事業者、場合によって京都府国民健康保険団体連合会に連絡をするとともに、必要な措置を講じます。

9. 苦情の受付について（契約書第17条参照）

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者） 管理者 荒井 義宏

○苦情解決責任者 事業統括 大矢 真弓

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～17:00

(2) その他苦情受付機関

社会福祉法人 南山城学園 事務局	所在地 京都府城陽市富野狼谷2-1 電話番号 0774-52-0425 FAX 0774-53-7578 受付時間 9:00~17:00
京都経営者協会 提案(苦情)処理ネットワーク 委員会	所在地 京都市下京区塩小路新町角新京都センタービル6F 電話番号 075-361-0440 FAX 075-361-8974 受付時間 9:00~17:00
城陽市高齢介護課 介護保険係	所在地 京都府城陽市寺田東ノ口16・17 電話番号 0774-56-4043 FAX 0774-56-4032
宇治市健康福祉部 介護保険課	所在地 京都府宇治市宇治琵琶33 電話番号 0774-22-3141 FAX 0774-21-0406
京都府国民健康保険 団体連合会	所在地 京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地 COCON烏丸 内 電話番号 075-354-9090 FAX 075-354-9055 受付時間 9:00~17:00

令和 年 月 日

指定居宅介護支援サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行い交付しました。
居宅介護支援事業所 すまいる

説明者職名 介護支援専門員 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護支援サービスの提供開始に同意の上、
本書面を受領しました。

利用者住所

氏名 印

家族・代理人（続柄 ）住所

氏名 印

※この重要事項説明書は、厚生省令第38号（平成11年3月31日）第4条の規定に基づき、利用者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

＜重要事項説明書付属文書＞

1. サービス提供における事業者の義務（契約書第 10 条、第 11 条参照）

当事業所では、利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①利用者に提供した居宅介護支援について記録を作成し、その完結の日から 5 年間保管するとともに、利用者または代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ②利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合その他利用者から申し出があった場合には、利用者に対し、直近の居宅サービス計画書及びその実施状況に関する書類を交付します。
- ③事業者、介護支援専門員または従業員は、居宅介護支援を提供する上で知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。
また、従業員でなくなった後においても、居宅介護支援を提供するうえで知り得た利用者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。（守秘義務）
 - ・ サービス担当者会議など、利用者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられることができるものとします。
- ④虐待防止の為の措置
高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。
 - ・ 虐待防止委員会の開催
 - ・ 高齢者虐待防止のための指針の整備
 - ・ 虐待防止研修の実施

2. 損害賠償について（契約書第 12 条参照）

事業者の責任により利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償致します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

3. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに利用者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。（契約書第2条参照）

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第13条参照）

- ① 利用者が死亡した場合
- ② 要介護認定又は要支援認定により利用者の心身の状況が要支援・総合事業対象者又は自立と判定された場合
- ③ 利用者が介護保険施設等に入所（院）した場合や利用者の希望により小規模多機能居宅介護の利用を開始した場合
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ⑤ 当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 利用者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は次項をご参照下さい。）
- ⑦ 事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は次項をご参照下さい。）

（1）利用者からの解約・契約解除の申し出（契約書第14条、第15条参照）

契約の有効期間であっても、利用者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ① 事業者が作成した居宅サービス計画書に同意できない場合
- ② 事業者もしくは介護支援専門員が正当な理由なく本契約に定める居宅介護支援を実施しない場合
 - ① 事業者もしくは介護支援専門員が守秘義務に違反した場合
 - ② 事業者もしくは介護支援専門員が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第16条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ① 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合